



福島医発第 894 号 (地)

令和元年 6 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

保険医療機関等がプレミアム付商品券の取扱事業者となる上での留意点について

本年 10 月に予定されている消費税・地方消費税率の 10%への引上げによる低所得者・子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）が、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間で、市町村等の定める期間において使用可能となります。

商品券は現金と同様の機能を果たす金券として市町村等が発行・販売するものであり、商品券を取扱うとして応募した事業者においては、金券として受け取った商品券を市町村等を通じて換金する手続きが必要となります。

今回の商品券事業につきましては、原則、医療や介護の自己負担の支払にも充てること
が可能であり、各医療機関および介護サービス事業所のご判断により（応募は任意）、商品
券を取扱う事業者としての応募について、日本医師会を通じて厚生労働省各関係課より通知がありました。

保険医療機関等が商品券の取扱事業者となった場合、商品券による支払ではお釣りが出ないこととされているため、商品券によって一部負担金等の支払を受ける際には、一部負担金の額を超える額面の商品券を受領しないよう注意が必要となります。（例えば、一部負担金が 900 円の場合、500 円の商品券 2 枚ではなく、500 円の商品券 1 枚と現金 400 円を受け取るようになります。）

また、「プレミアム付商品券事業」の周知及び理解を図るとともに、商品券の購入対象となる方々に対し、申請等の適切な手続きを促すことを目的に、内閣府において別添別紙 2 のとおりポスター及びリーフレットが作成されており、多くの方々の目に触れるよう病院や診療所にも掲示（設置）を依頼する旨、内閣府プレミアム付商品券事業担当室より併せて通知がっております。（別紙 1）

ポスター及びリーフレットにつきましては、各地方厚生局のホームページに掲載されている医療機関一覧表の情報をもとに、7月より内閣府が広報業務を委託している業者から、直接配送されることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、併せて市町村等から郡市区医師会あてにご相談等がありました際にはご対応いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 保険医療機関等がプレミアム付商品券の取扱事業者となる上での留意点について
(令元. 6. 18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
[別添]
 - ・プレミアム付商品券事業について
(令元. 6. 17 事務連絡 厚生労働省医政局総務課)
 - ・プレミアム付商品券事業について
(令元. 6. 17 事務連絡 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課)
2. プレミアム付商品券の取扱事業者となる上での留意点について
(令元. 6. 17 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)
3. 「プレミアム付商品券事業」の周知・広報に関する御協力のお願い
(令元. 6. 17 内閣府プレミアム付商品券事業担当室)

(保 67) (介 41)
令和元年 6 月 1 9 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
江 澤 和 彦

保険医療機関等がプレミアム付商品券の取扱事業者となる上での留意点について

本年 10 月に予定されている消費税・地方消費税の 10%への引上げが、低所得者・子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）が、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間で市町村等の定める期間において、使用可能となります。

商品券は、現金と同様の機能を果たす金券として、市町村等が発行・販売するものであり、商品券を取扱うとして応募した事業者においては、金券として受け取った商品券を市町村等を通じて換金する手続きが必要となります。

今回の商品券事業につきましては、原則、医療や介護の自己負担の支払にも充てることが可能でありますので、各医療機関および介護サービス事業所のご判断により、商品券を取扱う事業者として応募いただきますようお願いいたします。

なお、保険医療機関等が商品券の取扱事業者となった場合、商品券による支払においては、お釣りが出ないこととされているため、商品券によって一部負担金等の支払を受ける際には、一部負担金の額を超える額面の商品券を受領しないよう注意が必要となります。

（例えば、一部負担金が 900 円の場合、500 円の商品券 2 枚ではなく、500 円の商品券 1 枚と現金 400 円を受け取ることになります。）

また、「プレミアム付商品券事業」を広く国民に知ってもらうため、内閣府において、添付のとおりポスター及びリーフレットが作成されております。

多くの方々の目に触れるよう病院や診療所にも掲示（設置）をお願いしたいということで、内閣府が広報業務を委託している業者より、直接、ポスター及びリーフレットが配送されることとなっております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、市町村等から都道府県医師会または郡市区医師会あてにご相談等がありました際には、ご対応いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 保険医療機関等がプレミアム付商品券の取扱事業者となる上での留意点について
(令元.6.18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

[別添]

- ・プレミアム付商品券事業について
(令元.6.17 事務連絡 厚生労働省医政局総務課)
 - ・プレミアム付商品券事業について
(令元.6.17 事務連絡 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課)
2. プレミアム付商品券の取扱事業者となる上での留意点について
(令元.6.17 事務連絡
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)
 3. 「プレミアム付商品券事業」の周知・広報に関する御協力のお願い
(令元.6.17 内閣府プレミアム付商品券事業担当室)

事 務 連 絡
令和元年 6 月 18 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

保険医療機関等がプレミアム付商品券の取扱事業者となる上での
留意点について

平素より、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）が、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間で市町村等の定める期間において、使用可能となります。

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）が商品券の取扱事業者となる上での留意点については、別添（「プレミアム付商品券事業について」（令和元年 6 月 17 付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）及び「プレミアム付き商品券事業について」（令和元年 6 月 17 付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡））の内容に加え、以下のとおりですので、別紙関係団体におかれましては、御了知いただくとともに、関係者に周知を図られますようご協力方お願いいたします。

記

保険医療機関等における一部負担金等の受領に当たっては、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 5 条及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 4 条に規定する額の支払を受けることとされています。

商品券による支払についてはお釣りが出ないこととされているため、商品券によって一部負担金等の支払を受ける際には、一部負担金等の額を超える額面の商品券を受領しないようにしてください。

例： 一部負担金等が 900 円の場合、500 円の商品券 2 枚ではなく、500 円の商品券 1 枚と現金 400 円を受け取っていただく必要があります。

以上

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本薬剤師会	御中
一般社団法人	日本病院会	御中
公益社団法人	全日本病院協会	御中
公益社団法人	日本精神科病院協会	御中
一般社団法人	日本医療法人協会	御中
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	御中
一般社団法人	日本慢性期医療協会	御中
一般社団法人	日本私立医科大学協会	御中
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	御中
一般社団法人	日本病院薬剤師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	御中
公益財団法人	日本訪問看護財団	御中
独立行政法人	国立病院機構本部	御中
国立研究開発法人	国立がん研究センター	御中
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター	御中
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立国際医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター	御中
独立行政法人	地域医療機能推進機構本部	御中
独立行政法人	労働者健康安全機構本部	御中

事務連絡
令和元年6月17日

別記団体 御中

厚生労働省医政局総務課

プレミアム付商品券事業について

平素より、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

消費税・地方消費税率が低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）が、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間で市町村等の定める期間において、使用可能となります。

商品券は、現金と同様の機能を果たす金券として、市町村等が発行・販売するものであり、原則、医療や介護の自己負担の支払いに充てることが可能です。また、商品券を使用可能な事業者等については、金券として受け取った商品券を市町村等を通じて換金する手続きが発生します。

市町村等において、当該市町村の区域内の民間事業者（医療機関等を含む。）を対象に商品券を使用可能な事業者等を幅広く公募します。各事業者における応募は任意です。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、商品券事業の詳細については、別添概要資料を御参照ください。

制度全般に関するお問い合わせは、別添資料にあります専用ダイヤルへ、各市町村等における公募方法や公募時期等の詳細については、事業所の所在する市町村等へ御照会ください。

(別添) プレミアム付商品券事業の概要

(別記団体)

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本看護協会
公益社団法人日本助産師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
公益社団法人日本精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会
日本赤十字社
社会福祉法人恩賜財団済生会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人北海道社会事業協会
国家公務員共済組合連合会
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人労働者健康安全機構
独立行政法人地域医療機能推進機構
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

- 消費税・地方消費税の10%への引上げが**低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和**するとともに、**地域における消費を喚起・下支え**することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を**国が全額補助**。

1. 購入対象者

- （1）**2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）** ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- （2）**学齢3歳未満の子（2016.4.2～2019.9.30^{（注）}までの間に生まれた子）が属する世帯の世帯主**

（注）消費税・地方消費税引上げ日の前日

2. 制度概要

- 購入限度額：①上記1.（1）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）
②上記1.（2）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）×3歳未満の子の数
※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）
- 割引率：**20%（プレミアム補助額：5千円）**
- 使用可能期間：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（**市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請**）
- 取扱事業者：**市区町村内の店舗を幅広く対象として公募**（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。）等

＜適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項＞

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：5百円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。等

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など**自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し**。

3. 予算

- 31年度予算：**1,723億円** ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上

市区町村における標準的作業のイメージ

（２月頃） 自治体内部の事務局体制の構築

2018年度中の自治体準備経費 ⇒ 自治体の2018年度の補正予算に計上（国補正予算活用）。残額があれば繰越。

2019年度中の自治体準備経費、プレミアム分の補助費 ⇒ 自治体の2019年度の当初予算又は補正に計上（国当初予算活用）。

（２月～夏頃）

事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、対象者リスト作成・管理システムの構築、商品券使用可能店舗の公募、商品券の販売方法・販売期間等の検討、購入希望申請書・購入引換券・商品券作成、換金事務に係る金融機関等との調整 等

（６月頃） 住民税非課税者（課税基準日：１／１）に購入希望申請を促すための個別広報活動の準備

６／１時点住基台帳から三歳未満児子育て世帯主の抽出 ※７／３１、９／３０時点でも追加実施

（７月～８月頃）

非課税者分の個別広報活動実施、購入希望申請受付 → 届き次第、順次審査 ※申請受付は11月頃まで実施。

購入引換券の作成、送付準備

（９月頃～） 購入引換券発送開始 ※非課税者分は審査終了したものから順次発送、子育て世帯主分・６／１基準日分は９月中旬頃に発送。

７／３１基準日分、９／３０基準日分については準備でき次第できるだけ早く発送。

（１０月～２月頃） 購入引換券を提示し商品券販売（分割販売）※販売開始は、使用開始よりもやや早めとすることもありうる。

（１０月～３月頃） 商品券の使用・換金処理

※ ３月末までに当年度に係る事業費・事務費について国庫補助申請。換金処理が３月末を越える場合は繰越を想定。

【商品券イメージ】

【購入引換券様式イメージ】

(表)



(裏)

「“元気”川口商品券（プレミアム付き商品券）」のご利用について

- この商品券は、XXXXXXXXXXまでご利用いただけます。なお、有効期間を過ぎた場合は、無効となります。
- この商品券は、川口市内の「“元気”川口商品券加盟店」の表示があるお店等でのみ使用できます。
- この商品券の裏面に番号のないものは、無効です。
- この商品券の利用は、1人あたり6万9千円（プレミアム分を含む）を限度とします。
- この商品券の利用できないもの
 - ・換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど）
 - ・土地および家屋の購入代金
 - ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - ・「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売
 - ・国や地方公共団体への支払い
 - ・加盟店が利用を不可とした商品
 - ・その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの
- この商品券は、**おつり**は出ません。
- 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責を負いません。
- 購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、販売はできません。
- 商品券で購入した商品等については現金及び当該商品券による返金はできません。
- その他、この商品券は発行事業約款の定めにより実施します。
- 商品券は共通券、専用券の2種類です。加盟店に掲示したポスター等で、どちらを使用できるのかご確認ください。

〇〇市プレミアム付商品券購入引換券

購入者氏名 〇〇 〇〇
 購入者住所 〇〇県〇〇市・・・

購入単位 4 0 0 0 円（利用可能額 5 0 0 0 円）
 購入回数 5 回

（市域外転出者の方へ）
本購入引換券はお住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます。

【購入確認欄】

〇〇市 購入 確認済	〇〇市 購入 確認済
------------------	------------------

購入単位 1 単位を購入する毎に「購入済」印を押印

事 務 連 絡
令和元年6月17日

(別記団体) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

プレミアム付商品券事業について

平素より、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

消費税・地方消費税率が低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）が、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間で市町村等の定める期間において、使用可能となります。

商品券は、現金と同様の機能を果たす金券として、市町村等が発行・販売するものであり、原則、医療や介護の自己負担の支払いに充てることが可能です。また、商品券を使用可能な事業者等については、金券として受け取った商品券を市町村等を通じて換金する手続きが発生します。

市町村等において、当該市町村の区域内の民間事業者（医療機関等を含む。）を対象に商品券を使用可能な事業者等を幅広く公募します。各事業者における応募は任意です。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、商品券事業の詳細については、別添概要資料を御参照ください。

制度全般に関するお問い合わせは、別添資料にあります専用ダイヤルへ、各市町村等における公募方法や公募時期等の詳細については、事業所の所在する市町村等へ御照会ください。

(別添) プレミアム付商品券事業の概要

(別記団体)

公益社団法人日本薬剤師会

一般社団法人日本保険薬局協会

日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人日本薬局協励会

- 消費税・地方消費税の10%への引上げが**低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和**するとともに、**地域における消費を喚起・下支え**することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を**国が全額補助**。

1. 購入対象者

- （1）**2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）** ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- （2）**学齢3歳未満の子（2016.4.2～2019.9.30^{（注）}までの間に生まれた子）が属する世帯の世帯主**

（注）消費税・地方消費税引上げ日の前日

2. 制度概要

- 購入限度額：①上記1.（1）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）
②上記1.（2）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）×3歳未満の子の数
※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）
- 割引率：**20%（プレミアム補助額：5千円）**
- 使用可能期間：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（**市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請**）
- 取扱事業者：**市区町村内の店舗を幅広く対象として公募**（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。）等

＜適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項＞

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：5百円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。等

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など**自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し**。

3. 予算

- 31年度予算：**1,723億円** ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上

市区町村における標準的作業のイメージ

（２月頃） 自治体内部の事務局体制の構築

2018年度中の自治体準備経費 ⇒ 自治体の2018年度の補正予算に計上（国補正予算活用）。残額があれば繰越。

2019年度中の自治体準備経費、プレミアム分の補助費 ⇒ 自治体の2019年度の当初予算又は補正に計上（国当初予算活用）。

（２月～夏頃）

事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、対象者リスト作成・管理システムの構築、商品券使用可能店舗の公募、商品券の販売方法・販売期間等の検討、購入希望申請書・購入引換券・商品券作成、換金事務に係る金融機関等との調整 等

（６月頃） 住民税非課税者（課税基準日：１／１）に購入希望申請を促すための個別広報活動の準備

６／１時点住基台帳から三歳未満児子育て世帯主の抽出 ※７／３１、９／３０時点でも追加実施

（７月～８月頃）

非課税者分の個別広報活動実施、購入希望申請受付 → 届き次第、順次審査 ※申請受付は11月頃まで実施。

購入引換券の作成、送付準備

（９月頃～） 購入引換券発送開始 ※非課税者分は審査終了したものから順次発送、子育て世帯主分・６／１基準日分は９月中旬頃に発送。

７／３１基準日分、９／３０基準日分については準備でき次第できるだけ早く発送。

（１０月～２月頃） 購入引換券を提示し商品券販売（分割販売）※販売開始は、使用開始よりもやや早めとすることもありうる。

（１０月～３月頃） 商品券の使用・換金処理

※ ３月末までに当年度に係る事業費・事務費について国庫補助申請。換金処理が３月末を越える場合は繰越を想定。

【商品券イメージ】

【購入引換券様式イメージ】

(表)



(裏)

「“元気”川口商品券（プレミアム付き商品券）」のご利用について

- この商品券は、XXXXXXXXXXまでご利用いただけます。なお、有効期間を過ぎた場合は、無効となります。
- この商品券は、川口市内の「“元気”川口商品券加盟店」の表示があるお店等でのみ使用できます。
- この商品券の裏面に番号のないものは、無効です。
- この商品券の利用は、1人あたり6万9千円（プレミアム分を含む）を限度とします。
- この商品券の利用できないもの
 - ・換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど）
 - ・土地および家屋の購入代金
 - ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - ・「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売
 - ・国や地方公共団体への支払い
 - ・加盟店が利用を不可とした商品
 - ・その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの
- この商品券は、**おつり**は出ません。
- 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責を負いません。
- 購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、販売はできません。
- 商品券で購入した商品等については現金及び当該商品券による返金はできません。
- その他、この商品券は発行事業約款の定めにより実施します。
- 商品券は共通券、専用券の2種類です。加盟店に掲示したポスター等で、どちらを使用できるのかご確認ください。

〇〇市プレミアム付商品券購入引換券

購入者氏名

〇〇 〇〇

購入者住所

〇〇県〇〇市・・・

購入単位

4 0 0 0 円（利用可能額 5 0 0 0 円）

購入回数

5 回

（市域外転出者の方へ）

本購入引換券はお住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます。

【購入確認欄】

〇〇市
購入
確認済

〇〇市
購入
確認済

購入単位 1 単位を購入する毎に「購入済」印を押印

事 務 連 絡
令和元年6月17日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

プレミアム付商品券の取扱い事業者となる上での留意点について

平素より、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）が、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間で市町村等の定める期間において、使用可能となります。

つきましては、その取扱いに際した留意点についてお知らせ致しますので、下記内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、商品券事業の詳細については、別添概要資料をご参照ください。

また、制度全般に関するお問い合わせは、別添資料にあります専用ダイヤルへ、各市町村等における公募方法や公募時期等の詳細については、事業所が所在する市町村等へご照会ください。

記

1. 商品券は、金券として現金と同様の機能を果たすものとして、市町村等が発行・販売するものであり、原則、医療や介護の自己負担の支払いに充てることが可能です。

商品券を使用可能な店舗、事業者等については、市町村等において、当該市町村の区域内の民間事業者を対象に幅広く公募する予定であり、各事業者における応募は任意です。

2. 本商品券は、お釣りが出ないものであるため、自己負担分を超える額面の商品券を受け取ってはならない点に、ご留意ください。

例：900円の自己負担の場合、500円の商品券2枚ではなく、商品券1枚と現金400円で受け取っていただく必要があります。

（別添）プレミアム付商品券事業の概要

- 消費税・地方消費税の10%への引上げが**低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和**するとともに、**地域における消費を喚起・下支え**することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を**国が全額補助**。

1. 購入対象者

- （1）**2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）** ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- （2）**学齢3歳未満の子（2016.4.2～2019.9.30^{（注）}までの間に生まれた子）が属する世帯の世帯主**

（注）消費税・地方消費税引上げ日の前日

2. 制度概要

- 購入限度額：①上記1.（1）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）
②上記1.（2）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）×3歳未満の子の数
※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）
- 割引率：**20%（プレミアム補助額：5千円）**
- 使用可能期間：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（**市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請**）
- 取扱事業者：**市区町村内の店舗を幅広く対象として公募**（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。）等

<適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項>

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：5百円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。 等

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など**自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し**。

3. 予算

- 31年度予算：**1,723億円** ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上

市区町村における標準的作業のイメージ

(2月頃) 自治体内部の事務局体制の構築

2018年度中の自治体準備経費 ⇒ 自治体の2018年度の補正予算に計上(国補正予算活用)。残額があれば繰越。

2019年度中の自治体準備経費、プレミアム分の補助費 ⇒ 自治体の2019年度の当初予算又は補正に計上(国当初予算活用)。

(2月～夏頃)

事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、対象者リスト作成・管理システムの構築、商品券使用可能店舗の公募、商品券の販売方法・販売期間等の検討、購入希望申請書・購入引換券・商品券作成、換金事務に係る金融機関等との調整 等

(6月頃) 住民税非課税者(課税基準日: 1/1)に購入希望申請を促すための個別広報活動の準備

6/1時点住基台帳から三歳未満児子育て世帯主の抽出 ※7/31、9/30時点でも追加実施

(7月～8月頃)

非課税者分の個別広報活動実施、購入希望申請受付 → 届き次第、順次審査 ※申請受付は11月頃まで実施。

購入引換券の作成、送付準備

(9月頃～) 購入引換券発送開始 ※非課税者分は審査終了したものから順次発送、子育て世帯主分・6/1基準日分は9月中旬頃に発送。

7/31基準日分、9/30基準日分については準備でき次第できるだけ早く発送。

(10月～2月頃) 購入引換券を提示し商品券販売(分割販売) ※販売開始は、使用開始よりもやや早めとすることもありうる。

(10月～3月頃) 商品券の使用・換金処理

※ 3月末までに当年度に係る事業費・事務費について国庫補助申請。換金処理が3月末を越える場合は繰越を想定。

【商品券イメージ】

【購入引換券様式イメージ】

(表)



(裏)

「元氣」川口商品券（プレミアム付き商品券）のご利用について

- この商品券は、**見本**までご利用いただけます。なお、有効期間を過ぎた場合は、無効となります。
- この商品券は、川口市内の「元氣」川口商品券加盟店の表示があるお店等でのみ使用できます。
- この商品券の裏面に番号のないものは、無効です。
- この商品券の利用は、1人あたり6万9千円（プレミアム分を含む）を限度とします。
- この商品券の利用できないもの
 - ・換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど）
 - ・土地および家屋の購入代金
 - ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - ・「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売
 - ・国や地方公共団体への支払い
 - ・加盟店が利用を不可とした商品
 - ・その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの
- この商品券は、**おつり**は出ません。
- 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責を負いません。
- 購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、販売はできません。
- 商品券で購入した商品等については現金及び当該商品券による返金はできません。
- その他、この商品券は発行事業約款の定めにより実施します。
- 商品券は共通券、専用券の2種類です。加盟店に掲示したポスター等で、どちらを使用できるのかご確認ください。

〇〇市プレミアム付商品券購入引換券

購入者氏名 〇〇 〇〇
購入者住所 〇〇県〇〇市・・・

購入単位 4 0 0 0 円（利用可能額 5 0 0 0 円）

購入回数 5 回

（市域外転出者の方へ）
本購入引換券はお住まいの市町村のプレミアム付商品券購入引換券と交換できます。

【購入確認欄】

〇〇市 購入 確認済	〇〇市 購入 確認済
------------------	------------------

購入単位 1 単位を購入する毎に「購入済」印を押印

令和元年6月17日

公益社団法人 日本医師会 御中

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

「プレミアム付商品券事業」の周知・広報に関する御協力のお願い

内閣府所管の行政事務につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券事業を実施することとなりました。

当該事業に係る国の事務は内閣府が担当し、商品券の発行・販売事務は市区町村が担当することになりますが、今後各市区町村において商品券の発行・販売事務が進められていくことに並行して、内閣府においても、商品券の購入対象となる方々を中心に、制度の周知及び理解を図るとともに、商品券購入対象となる方々に対し、申請等の適切な手続きを促すことを目的として、広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、別添のポスター・リーフレットについて、多くの方々の目に触れるよう、病院や診療所に掲示（設置）していただきたいと存じますので、貴会の御協力を是非お願い申し上げます。

内閣府が広報業務を委託している業者より、別添1の案内文とともに、別添2のポスター・リーフレットを、本年7月上旬頃に、直接病院・診療所へ配送させていただきます。

別添のポスター・リーフレットの掲示（設置）期間は、市区町村における申請期間、商品券使用可能期間との関係から、本年7月頃から令和2年3月頃まで御対応いただけますと幸いです。

御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、貴会会員の皆様に対して周知いただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

※ 内閣府プレミアム付商品券特設ホームページ (<https://www.02premium.go.jp>)

(担当者連絡先)

内閣府プレミアム付商品券事業担当室 大和田
TEL：03-5253-2111 内線 30986

令和元年 7 月吉日

関 係 各 位

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

プレミアム付商品券事業に係るポスター・リーフレットの掲示（設置）への協力依頼について

内閣府所管の行政事務につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

消費税・地方消費税の 10% への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券事業を実施することとなりました。

当該事業に係る国の事務は内閣府が担当し、商品券の発行・販売事務は市区町村が担当することになりますが、今後各市区町村において商品券の発行・販売事務が進められていくことに並行して、内閣府においても、商品券の購入対象となる方々を中心に、制度の周知及び理解を図るとともに、商品券の購入対象となる方々に対し、申請等の適切な手続きを促すことを目的として、広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、こうした趣旨に御高配をいただき、多くの方々の目に触れる場所へのポスター・リーフレットの掲示（設置）について、御協力を賜れれば幸いです。

なお、当該事業に係るポスター・リーフレットの掲示（設置）期間については、おおむね令和 2 年 3 月頃までの御対応をお願いしたいと存じます。

御多忙の折、大変お手数ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

※ 内閣府プレミアム付商品券特設ホームページ (<https://www.02premium.go.jp>)

※ 今回のゆうメールは、各地方厚生局のホームページに掲載されている医療機関一覧表の情報をもとに、送付させていただきました。

■プレミアム付商品券事業に係る資材に関する問合せ先
プレミアム付商品券事業 ポスター・チラシ配送事務局
TEL : 0120-356-553
(土日・祝日を除く平日 : 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分)

■プレミアム付商品券事業に係る制度に関する問合せ先
内閣府プレミアム付商品券事業担当室 大和田
TEL : 03-5253-2111 内線 30986

別添2 (B3ポスター)

確にん?

プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



確認したら
申請にゃん!

あなたは対象者? 確認にゃん!

住民税非課税の方

小さな乳幼児のいる
子育て世帯



(申請が必要)
2019年度分の住民税
(均等割)が
課税されていない方

(申請は不要)
2016年4月2日から
2019年9月30日までに
生まれたお子さまがいる世帯

※住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)、生活保護を受給されている方等は除きます。
※おひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

※住民票のある市区町村から世帯主の方宛てに購入引換券が届きます。
※お子さまおひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

○住民税非課税の方、小さな乳幼児のいる子育て世帯の両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。
○商品券は5千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入)
○商品券は、2019年10月1日から2020年3月31日までの間で発行元の市区町村が定める期間、原則、その市区町村内の使用可能な店舗で使用できます。

カクニャン

お問合せ先

専用ダイヤル: レッツ プレミアム
0570-02-2036

9時から18時(平日のみ)

■IP電話からおかけの場合: 050-3538-4557
■FAXでお問い合わせの場合: 03-5690-5131

02premium.go.jp

プレミアム付商品券



「プレミアム付商品券」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(※9110))にご連絡ください。



内閣府

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ(目安)

1 申請する (非課税者分のみ)

- ・住民票のある市区町村から申請書入手する。
※入手方法は「よくあるご質問」をご確認ください。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ・申請期間：2019年7月頃から11月頃(市区町村の定める期間)
- ※子育て世帯分については申請は不要です。
- ※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、現在お住まいの市区町村等にご相談ください。

2 商品券の購入引換券が届く

- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。

3 商品券を購入する

- ・市区町村が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。
(5千円分の商品券を4千円で購入)
- ・購入可能期間：2019年10月頃から2020年2月頃
(市区町村の定める期間)

4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に、原則、発行元の市区町村内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ・使用可能期間：2019年10月1日から
2020年3月31日までの間で市区町村の定める期間
- ※商品券は、代理の方でも使用できます。
- ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
- ※お釣りはできません。商品券1枚あたりの額面は小口とし、利用しやすい額としています。

お問合せ先

専用ダイヤル： レッツ プレミアム
0570-02-2036

9時から18時(平日のみ)

- IP電話からおかけの場合：050-3538-4557
- FAXでお問い合わせの場合：03-5690-5131



❗ 「プレミアム付商品券」
を装う

“振り込め詐欺”や
“個人情報の詐取”に
ご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

確にん? プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



02premium.go.jp

プレミアム付商品券



プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

2019年度分の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



おひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

② 子育て世帯分

2016年4月2日から
2019年9月30日までに
生まれたお子さまが
いる世帯の世帯主



お子さまおひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。



例えば・・・

非課税

夫婦2人の世帯で、
2人とも**非課税者**の場合

●「非課税者分」として**2人分**
2.5万円×2人＝5万円分の商品券を、
4万円で購入できます。

合計**1万円**も
お得!!



非課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、
4人とも**非課税者**の場合

●「非課税者分」として**4人分**
●「子育て世帯分」として**2人分**
2.5万円×6人＝15万円分の商品券を、
12万円で購入できます。

合計**3万円**も
お得!!



課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、**課税者**である
世帯主が家族(**非課税者**)を
扶養している場合

●「子育て世帯分」として**2人分**
2.5万円×2人＝5万円分の商品券を、
4万円で購入できます。

※非課税者分は該当せず

合計**1万円**も
お得!!



よくあるご質問

○対象について

Q. 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A. 住民税は、給与等からの引き落とし又は市区町村から送付される納付書で納付します。したがって、給与等の明細書や、市区町村から送付される納税通知書や非課税のお知らせの有無などで確認することができます。なお、原則として2019年度分の住民税の給与からの引き落としは6月分の給与から、納税通知書の送付は6月初め頃までに行われます。

○申請について

Q. 申請書はどこで手に入るのでしょうか？

A. 申請書は、多くの市区町村で、購入対象の方に個別に郵送していますが、申請受付が始まって申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。なお、子育て世帯分の商品券については申請は不要です。

